

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和7年10月14日（火） 午前9時22分から 午前9時59分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者の職・氏名	<p>【出席者】</p> <p>又賀市長公室長、千葉危機管理監、濱総務部長、 紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、稻葉議会事務局長、福士学校教育部長、 奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、 山本同課長補佐</p> <p>（担当課2）</p> <p>金子総務部次長兼財政課長、榎本同課主幹兼課長補佐</p> <p>（担当課3）</p> <p>久保田上下水道部次長兼水道施設課長、大塚上下水道総務課長、 吉田同課長補佐、櫻澤同課経営係長、七里下水道施設課長</p> <p>（事務局）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、 伊藤同課政策企画係主事</p>
欠席者の職・氏名	松岡都市建設部長
議題	<p>1 令和8年4月行政組織機構改革の変更（案）</p> <p>2 令和8年度（2026年度）当初予算編成方針</p> <p>3 下水道使用料の改定</p>

会議資料	<p>(議題1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料1】令和8年4月行政組織機構改革（変更案）</li> <li>・【資料2】令和8年度行政組織機構改革について（変更後）</li> <li>・【資料3】令和8年度行政組織機構改革について</li> </ul> <p>(議題2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料4】令和8年度（2026年度）当初予算編成方針</li> </ul> <p>(議題3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料5】下水道使用料改定</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） <table border="1" data-bbox="450 871 901 983"> <tr> <td data-bbox="450 871 901 983">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td><td data-bbox="901 871 1430 983"> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去  <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月         </td></tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【開会】

### 【議題】

- 1 令和8年4月行政組織機構改革の変更（案）

### 【説明】

（担当課1：山本政策企画課長補佐）

令和8年度に向けた行政組織機構改革については、政策調整会議及び庁議を経て、8月7日に決定し、市議会には8月20日の全員協議会で説明を行った。

その後、事務分掌規則改正について関係部署に確認を行った際に、所管課から係名変更の申し出があり、行政組織機構及び定員管理検討委員会にお諮りし、変更することとなった。

よって、改めて政策調整会議にお諮りするものである。

資料1を御覧いただきたい。健康部の国保年金課だが、保険年金課から変更になることに伴い、係名を課名と同じ略称である「国保」に変更し、国民健康保険給付係から国保給付係に、国民健康保険賦課係から国保賦課係に変更するものである。

資料2は変更後、資料3は変更前の機構改革比較表である。

この変更で、部室設置条例については改正の必要はないため、事務分掌規則の改正で対応することとなる。

説明は、以上である。

### 【意見等】

なし

### 【結果】

原案のとおり決定する。

### 【議題】

- 2 令和8年度（2026年度）当初予算編成方針

### 【説明】

（担当課2：金子総務部次長兼財政課長）

令和8年度（2026年度）当初予算編成方針について御説明する。

資料4の1ページを御覧いただきたい。内容としては、まず、本市の財政状況として、1段目では、本市の令和6年度の経常収支比率は97.6%で、前年度から0.1%増加し、2年連続で97%を超え、高い水準となっている。主な要因は、市税等の収入が増加する以上に、人件費や扶助費といった義務的経費が増加しているほか、補助費等における経常的経費の増加が挙げられる。このため、社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する行政需要に的確に対応するための財源確保が難しい状況にあることを述べている。

2段目、3段目では、今後も、市税収入が堅調に推移する見込みはあるものの、歳入全体で大幅な伸びは期待できず、一方で、歳出では、ごみ焼却施設建設に係る負担金の増額

や、物価高騰、最低賃金の上昇などにより経常的経費がさらに増加するなど、財政調整基金に頼らざるを得ない、厳しい財政状況が続くことが見込まれる。持続可能な行財政運営の実現のためには、各事業の効果検証を行い、その結果を踏まえた事業内容の見直しを予算編成につなげていくことが必要不可欠となることを述べている。

次に、基本的な考え方として、令和8年度は、第6次総合計画前期基本計画のスタートの年であり、本市を取り巻く環境やニーズの変化はスピードを増していることから、職員一人一人が主体性を持ち、これまで以上の創意と工夫を重ね、効率的で効果的な施策展開を確実に行い、基本計画の着実な進展を図る必要がある。併せて、限られた財源を有効に活用する観点から、スクラップアンドビルトの徹底、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止・休止などを含む積極的な見直しを図る必要があることを述べている。

2ページ目以降については、前年度に作成した予算編成基本原則をもとに作成している。主に変更、追加した点について御説明する。

2ページ目の基本原則のうち財政調整基金の確保について、新たに項目を追加している。内容だが、持続可能な行財政運営の確保のため、予算編成は財政調整基金に依存せず、その年度の歳入の範囲で行うことを基本とし、やむを得ず財政調整基金を取り崩す場合でも、取崩額を極力抑制し、基金残高の確保に努めるなど、長期的な視点で行財政運営を行っていくこととしている。

次に、事業の選択と集中のうち、新規・拡充事業について、あらかじめ政策企画課長と調整するという記載のみであったが、真に必要な事業について、事業の目標、効果及び終期を明確にした上で、既存事業の見直しや廃止をすることで財源の捻出に努めるほか、国・県支出金等の活用、自主的な財源確保も検討し、あらかじめ政策企画課長と調整すると表記を追加している。

次に、行政評価の反映と事務事業の見直しのうち、新規・拡充事業について、語尾を「スクラップアンドビルトに努める」から「徹底する」に変更している。

次に、歳入の確保と歳出における発想の転換・創意工夫のうち、1つ目の歳入について、「国・県のほか財団法人などあらゆる補助事業を調査し、」を冒頭に追加している。

次に、3ページの歳入に関する事項だが、国県支出金について、これまで「国・県の補助金が縮減又は廃止された場合には、事業の廃止・縮減についても十分検討し一般財源への振替は必要な範囲内とする」としていたが、語尾を「事業を縮減・廃止する」とし、「一般財源への振替は必要な範囲内とする」を削除している。

次に、歳出に関する事項だが、5ページ(6)委託料について、「計画策定に係る委託料については、他市の実績額を必ず調査し、乖離が見られる場合は原因を分析し、委託業務の内容を精査した上で適正な額を計上する。」を追加している。また、6ページのその他で、2つ目「補助事業は、国や県の補助が廃止された場合は終了し、一般財源の振替は行わない。また、縮減された場合は、事業の縮減を検討する。」を追加している。

次に、その他のうち、令和8年度当初予算編成においては、枠配分は実施しないが、既存事業についても必ず見直しを行い、予算計上すること。令和8年4月に予定している機構改革に基づき、予算計上すること。下水道使用料は料金改定を予定しているため、上下水道総務課の示す単価を用いて計上すること。以上3点について、追加した。

なお、この予算編成方針については、10月20日の庁議にて御承認いただいた後、全庁に通知し、11月6日木曜日正午を予算要求締切日にしたいと考えている。

また、枠配分予算は実施しないため、全件査定を予定している。

説明は以上となる。

## 【意見】

(益田上下水道部長)

1ページ目の本市の財政状況の下から2から3行目など、表現が分かりにくいのではないか。語順を検討した方が良いのではないか。

また、2ページで歳出について、「発想の転換や創意工夫に努める」としているが、「縮減に努める」という表現の方が良いのではないか。

最後に、6ページの(11)に「事業目的を達成した既存事業」という表現があるが、事業目的を達成した新規事業はないため、既存という言葉は必要ないのではないか。

その他の部分も含めて、表現を検討していただきたい。

(担当課2：金子総務部次長兼財政課長)

表現については、再度精査して修正する。

## 【結果】

必要に応じて修正を行い、庁議に諮ることとする。

## 【議題】

### 3 下水道使用料改定

## 【説明】

(担当課3：大塚上下水道総務課長)

下水道使用料の改定について、御説明する。

先般、上下水道審議会から適正な下水道使用料の水準について答申を受けた。本日は、答申の概要、答申に対する市の考え方、今後のスケジュールについて御説明する。

まず、改定の背景だが、本市の下水道事業は、昭和57年の供用開始から43年間、消費税改定を除き、一度も改定を行わず低廉な使用料によって事業を行ってきた。

本来、下水道事業は独立採算を原則とした公営企業であり、汚水処理に係る経費は使用料によって賄うこととされているが、本市の下水道事業は公営企業に移行した令和2年度から使用料収入のみでは必要な経費を賄えておらず、一般会計からの繰入金に依存した経営になっている。

また、昨今の節水機器の普及や核家族化の進行等による水需要の減少から、今後、使用料収入の大きな増加は見込めない状況にあることや施設の老朽化に伴う改築更新費用の増加、加えて、令和7年度から、県が管理運営を行っている流域下水道の維持管理負担金が値上げされるなど、本市の下水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にある。

このようなことから、令和7年6月3日に上下水道審議会に対し、「適正な下水道使用料の水準について」諮問を行った。

審議経過だが、諮問を受けた審議会では、6月3日から9月1日まで、計5回の審議を行い、10月2日、市長に対し、「下水道使用料の改定（値上げ）が必要である」とする答申書の提出を行っている。

答申概要だが、まず、下水道使用料改定の必要性として、値上げが必要な理由が審議会から5点示されている。1点目の理由として、本来、汚水処理に要する経費を原価として、原価に見合った適正な受益者負担を求めるべきであるにもかかわらず、不足する収入を一般会計からの基準外繰入金で賄い、事業が運営されていること、2点目として、埼玉県へ支払う流域下水道維持管理負担金が値上げされたこと、3点目として物価上昇傾

向が続く中で、基準外繰入を行わず、県の維持管理負担金の値上げを反映した場合、現行使用料のままでは令和9年度には資金不足が見込まれること、4点目として、使用料収入の不足により施設の維持管理が滞った場合、老朽化による道路陥没や汚水ポンプの停止などのリスクが高まること、5点目として、災害等の不測の事態が発生した場合においても、下水道サービスを継続するためには一定の資金の蓄えが必要であることから、下水道使用料の改定は必要不可欠であると判断している。

改定概要だが、使用料改定に当たり、審議会では安定的かつ健全な経営のため、基準外繰入を0とする、年度末資金残高を9億から10億円の範囲で確保する、経費回収率100%以上を達成するという3つの目標を設定し、当該目標を実現するために必要な使用料について検討を行った。

使用料の算定期間は、下水道事業経営戦略の残りの計画期間である令和8年度から令和15年度までの8年間とし、検討を重ねた結果、「下水道使用料新旧比較の表」のとおり改定案が決定した。

改定内容としては、これまでの基本水量制を廃止し、1m<sup>3</sup>から従量使用料を設定するとともに、近年の使用水量の傾向を踏まえ、使用料体系を7段階から9段階に細分化している。基本水量制は、排出量が一定の基準を超えない場合は基本使用料のみ支払っていただくもので、下水道の普及を促進することを目的に全国的に導入されてきた制度だが、下水道の普及率の向上により、所期の目的は達成されたとして廃止する自治体が増えている。また、水道事業の経営基盤の安定には、排出量の少ない使用者を含めた全ての使用者で経営を支える使用料体系とすることが必要であり、排出量に応じた負担を求める公平性の観点からも廃止することが妥当であると判断されている。

ただし、これまで基本水量内に収まっていた少量使用者の負担を緩和する観点から、2か月当たり20m<sup>3</sup>までの使用量に関しては従量使用料を低く抑えることが妥当であると判断し、使用料の検討を行ってきた。

(3)については、世帯人数別における影響額をお示ししている。使用料の検討に当たって設定した3つの目標をクリアするためには、最低でも現行の使用料収入から1.5倍の13億5千万円の年間下水道使用料が必要となることから、全ての使用料が現行からおおむね1.5倍に収まるように設定をしている。

改定時期だが、既に県の維持管理負担金が値上げされている状況を鑑み、早期に収入増加を図る必要があることから、改定日を令和8年4月1日としている。

(5)については、改正条例の施行日を令和8年4月1日とした場合の新料金の適用時期を示している。本市は奇数月と偶数月に分けて検針をしているため、4月1日より前から継続して下水道を使用している場合は6月以降の検針分から新料金が適用されることになる。

最後に答申書では、附帯意見として、将来世代に負担を先送りしないよう、おおむね5年に1度の頻度で定期的な検証と見直しを行うこと、また、改定の趣旨や内容について市民に理解が得られるよう積極的に情報発信を行うことが申し添えられている。

以上が答申の内容である。

答申に対する市の考え方だが、審議会から頂いた答申内容を踏まえ、将来世代に負担を先送りせず、健全な経営を行っていくために、答申どおり使用料体系の見直し及び使用料単価を増額する方針を10月3日市長決裁において確認している。

今後のスケジュールだが、10月20日の庁議にお諮りした後、11月12日の庁議で条例改正案をお諮りし、全員協議会で説明を行った後、12月議会に使用料改定の条例案を上程したいと考えている。

参考資料として4ページに答申書の概要版、5ページには県内自治体の下水道使用料の比較、6ページには使用料改定に当たり市民に下水道の役割や重要性、経営状況等を

知っていただくことを目的にオープンハウス形式で開催したパネル展の概要をお付けしている。2日間で256名の方に御参加いただき、アンケートに回答いただいた95%の方がパネル展についてよかったです、また、値上げについては84%の方が一定の理解を示していただいた。

説明は以上となる。

【意見等】

(田中会計管理者)

使用料の値上げで、収入はどの程度増加するのか。

(担当課3：吉田上下水道総務課長補佐)

これまでの使用料の決算額は8億9千万円であったが、値上げ後は13億円程度となる見込みである。

(福士学校教育部長)

小中学校への影響も大きいと思うが、学校への影響はどのように考えているか。

(担当課3：吉田上下水道総務課長補佐)

公共施設はそれぞれ使用料が全く違うため、計算しなければ詳細な金額は分からない。参考として、2ページに6,000m<sup>3</sup>使用しているわくわくどーむで2か月で20万円程度の影響となると見込んでいる。

(益田上下水道部長)

どの程度使用しても使用料の上昇は1.5倍以内に収まるよう計算した。予算を考える際にも参考としていただきたい。

(又賀市長公室長)

改定に伴う予算の検討はこれからか。令和8年度予算から反映していくのか。

(担当課3：大塚上下水道総務課長)

予算編成方針にも、令和8年度予算を検討する際に、下水道使用料の改定を反映するよう記載されている。

資料に従量使用料ごとの改定割合を掲載しているため、昨年度実績に影響額を反映する形で検討いただきたい。

(担当課3：久保田上下水道部次長兼水道施設課長)

今回の改定に伴い、一般会計からの基準外繰入を0としたいということがあるため、そことバランスをとりながら検討していただきたい。

(佐藤福祉部長)

一般会計からの繰入金はいくらか。

(担当課3：大塚上下水道総務課長)

令和4年度は60,613,000円、令和5年度は66,674,000円、令和6年度は45,566,000円で、令和7年度は84,011,000円の見込みである。

(紺清市民環境部長)

43年ぶりの見直しだが、今後は審議会からの附帯意見のように、5年ごとに県平均に向けて見直しを行っていくのか。

(担当課3：大塚上下水道総務課長)

値上げを前提とするものではないが、おおむね5年ごとに見直しを行い、料金改定の必要があれば対応していく。

(紺清市民環境部長)

これまでも値上げを検討したタイミングはあったのか。

(担当課3：大塚上下水道総務課長)

下水道事業は令和2年に公営企業会計に移行しており、移行前は基準外繰入という形ではなく調整がされていた。移行後は、基準外繰入という形となり、それを0にしていく必要があったため、検討を行ったものである。

(担当課3：久保田上下水道部次長兼水道施設課長)

朝霞市には荒川流域下水道という県が管理している下水道管があるが、埼玉県が下水道の使用料を急に値上げした。これに対し、関係13市町で値上げに対し猶予を求めたが、猶予なく値上げが実施されたため、朝霞市でも値上げを実施することとなった。今後も県の使用料の値上げがあれば、朝霞市の使用料の値上げも検討していく必要がある。

加えて、県には情報発信を早めてほしいという依頼は行っている。

(益田上下水道部長)

朝霞市は面積が狭く人口密度が高いため、人口密度が低いところに比べて上下水道事業の運営が行いやすいことから、これまで低廉な価格を維持できていた。値上げをしても県内では低価格であるが、それも朝霞市の状況によるものである。

また、値上げをしてこなかったのは不作為の部分もある。

公営企業は独立採算制のため、一般会計からの基準外繰入がある状況は好ましい状態ではない。おおむね5年に1回きめ細やかに見直していくという趣旨で、値上げ、値下げを前提としたものではなく、基準外繰入が0になっているか、不測の事態に対応するための年度末資金残高が9から10億円確保できているか、経費回収率が100%以上になっているかの条件が達成できていない場合に、値上げを検討することもあるという趣旨である。

(堤田こども・健康部長)

基準外繰入を行っている市町村はほかにもあるのか。

(担当課3：櫻澤上下水道総務課経営係長)

多くの自治体で行われている。県内でも多く行われており、近隣では志木市、入間市、和光市、新座市でも行っている。

(堤田こども・健康部長)

市民からも一定の理解を得られているので大丈夫だとは思うが、多くの自治体で行われているのであれば、基準外繰入をなくすという理由だけでは弱いのではないか。

国民健康保険の場合は、県が基準外繰入をなくす方向で呼びかけているが、下水道使

用料の場合はそういういた呼びかけはないのか。

(又賀市長公室長)

法的には下水道使用料の基準外繰入は認められているのか。多くの自治体で行っていても健全化していく必要はあると考える。

(担当課3：大塚上下水道総務課長)

基準外繰入は一般会計からの繰入となり、下水道を使用していない市民の税金も含まれるため、公平性の観点から問題があると考えている。

(益田上下水道部長)

地方公営企業法で基準外繰入は認められているが、立法趣旨としては大規模災害時や、単独での事業運営が全くできない場合とされている。認められてはいるが現状の朝霞市の状況は大規模災害時ではなく、単独での事業運営が完全に困難というわけではないと考えている。

【結果】

原案のとおり、決定する。